



令和 5 年 5 月 8 日
午前・午後 9 時 40 分 受領

令和 5 年 5 月 7 日

南山城村議会議長 久保憲司様

南山城村議会議員 德谷契次

一般質問通告書

次のとおり通告します。

1. 支援・補助金の拡大について	先の令和 5 年第 1 回定例会において的一般質問の中で、「人口減少対策」として、是正・改善すべき事項を提案した。	村長
	その中で、「南山城村結婚新生活支援補助金」は補助額 30 万円で、二人の合計所得は 500 万円以下としている。	
	国税庁の「民間給与実態」によると現状の所得水準に合わないので質問したところ、『国・府の補助金に準じて所得制限を設け、引き続き補助金を活用していきたいことから、所得制限の撤廃は考えていない。』であった。	
	村はこれまで、子育て応援給付金、保育園の給食費無償などもあるが、「南山城村結婚新生活支援補助金」は何故所得制限を設ける必要があるのか。	
	人口減少が進む中で、政府においても児童手当の所得制限撤廃に向けて協議を進めていることからも、補助金の増額と所得制限の撤廃を京都府にお願いすべきではないのか。	
	また、制度の改正がすぐさま出来ないのなら、村で制度設計を行い、若い二人を村内に定着、また、子育て世代になる家族を村に誘導し、人口減少対策とすべきではないのか。	
	以上の 2 点について、質問します。	
2. 「ふるさと応援基金」について	「ふるさと南山城村みらい応援基金」は平成 29 年 4 月 1 日条例 9 号として整備され、平成 28 年(2016)は 48 件 287 万円だったのが、29 年度は 490 件・約 600 万円の寄付金額に好転。	村長
	令和 3 年度 18,841 千円、同 4 年度 11,841 千円の寄付がなされていると思われる。	
	目的は、暮らしを守り続けること、みらいに向けての発展とされている中、次について質問します。	
	1) 現在の基金積立額。	
	2) 一般的な行政施策ではなく、ハコモノでもない施策に活用	

	すべきと考えるが、今後における使途計画はどうか。 3)使途目的を発信している自治体も多くあるが、村はその考え方を持ち合わせているのか、どうか。 4)返礼商品は常に考えておられるとも思うが、今後の計画はどうか。	
3. 学業の支援について	令和5年度からか、隣接の伊賀市にある三重県立高校への入学が可能となったと報告がなされた。 従前から入学希望者があつて選択肢が増えたことは好ましいものと思える。教育の機会均等（教育基本法・第3条）があるものの、難しい一面もある。については次の質問をする。 1)進路指導については相互調整が必要だが、十分なのか。 2)現在の村タクは三重県伊賀市への運行はしていない。 通学生に限っては運行を認められるようすべきではないのか。 3)村タクは高校生まで村内移動に限って1回200円としている。通学に限っては公共交通の通学定期のように、往復利用で月5,000円程度に設定し、親の負担を軽減すべきではないのか。 4)現状の村タクは土曜日には運休としている。高校生の通学には運行すべきではないのか。	村長